

## 所得控除・税額控除の再点検

平成 30 年度の税制改正では子育て世代へ配慮する一方で、高額所得の高齢者には税負担を求める方向性で、公的年金等控除額の適用制限や給与所得控除額の見直しが議論されているようです。

公的年金等控除額や給与所得控除額は、所得（利益）の計算方法の見直しですが所得税の計算においては、所得から控除される所得控除が 14 種類と税額が直接控除される税額控除があります。

**所得控除（税率を乗じる前の控除） 減税額は所得控除額×税率**

所得控除	年調での適用可否	内容
雑損控除	× 確定申告	被災や盗難による損失があった場合 災害減免法との選択適用
医療費控除	× 確定申告	年間 10 万円以上の医療費を支払った場合（最大 200 万円の所得控除） ※セルフメディケーション税制（最大 8 万 8 千円の所得控除）との選択適用
社会保険料控除	○ 年末調整で適用可	過年度の未納年金保険料等を追納や生計一親族の社会保険料等を納付した場合 外国の社会保険料は対象外です。
小規模企業共済等掛金控除	○ 年末調整で適用可	小規模企業共済等掛金は中小企業経営者等の退職金積み立て目的の制度です。（最大 84 万円の所得控除） 12 月 20 日頃までの手続きで平成 29 年度から適用可能です。※サラリーマン等は iDeCo（イデコ）の積立も全額所得控除の適用対象となりました。
生命保険料控除	○ 年末調整で適用可	「新生命」「個人年金」「介護医療」の 3 種類ある。（最大 12 万円の所得控除） 「個人年金」を利用していないことが多いので、保険会社の控除証明書を確認してみてください。
地震保険料控除	○ 年末調整で適用可	自宅等に付保している地震保険の保険料を支払った場合（最大 5 万円の所得控除）

寄附金 控 除	× 確定申告	ふるさと納税をした場合等 所得税と住民税で減税効果あり（限度額内であれば 2,000 円の自己負担） *返礼品については一時所得となります。
配偶者 控 除	○ 年末調整 で適用可	平成 30 年度より納税者（本人）の合計所得金額 1,000 万円超は適用不可になる。（38 万円の所得控除）
配偶者特別 控 除	○ 年末調整 で適用可	平成 30 年度より適用対象となる配偶者の合計所得金 額が 76 万円未満から 123 万以下まで拡大される。 （最大 38 万円の所得控除）
基 礎 控 除	○ 年末調整 で適用可	平成 30 年度の税制改正で増額と所得による制限を検 討中。（38 万円の所得控除）

○は年末調整で適用することができ、×は確定申告をしなければならない。

その他の控除としては、障害者控除、寡婦（寡夫）控除、勤労学生控除、扶養控除あります。非居住者の場合は雑損控除、寄附金控除、基礎控除の 3 つのみ適用可能です。

**税額控除（税率を乗じた後の控除 減税額は各項目で計算された金額）**

税 額 控 除	年調での 適用可否	内 容
配 当 控 除	×確定申告	高額所得者については上場株式等の配当所得は申告 不要制度を選択した方が有利
住宅借入金 等特別控除	△ 居住年度は 確定申告	金融機関からの借入で住宅を購入した場合等 次年度以降は年末調整で適用可能
外国税額 控 除	×確定申告	居住者が国外で所得を有し所得税等の納税をしてい る場合。（二重課税の排除）

年末調整で適用できなかった各所得控除は確定申告において適用することは可能です。出来る限り年末調整でもれなく適用できるように会社に証明書等の提出をお忘れなく!!